

原子力空母母港のための横須賀港浚渫協議取消訴訟に対する  
横浜地裁平成20年2月27日判決について

〔結論〕

却下判決

〔争点〕

- 1、港湾法協議は行政処分性か。
- 2、9人の原告らに原告適格はあるか。
- 3、本件協議は適法か。環境の悪化のおそれがないといえるか。

〔判断〕

1については、肯定。（地方公共団体の管理権を肯定し、国に私人と違う特権的地位を認めず、国に対しても監督処分をしようとした点は評価できる。）

2について

1 当該法規が個別的利益として保護すべきとした、法律上保護された利益を、当該処分により侵害されるおそれのある者が原告適格を有する。

2 港湾法1条、37条、港湾計画制度、基準省令、基本方針は参酌すべきだが、（環境影響評価法、県アセス条例は参酌すべきでない。）

3 船舶利用者の利益、自然環境が保全されることによる利益は、一般的公益ではあるが、個別的利益として保護されているとは解せられない。

4 漁業権に基づき漁業を営む者の利益は、  
港湾法上も考慮されている、  
漁業権に基づく漁業に著しい被害を直接的に被る  
漁業権の範囲も特定できる。

から、個別的利益としても保護する趣旨を含むと解する余地がある。

5 行為それ自体の影響は審査の対象となっているが、その結果入港する船舶によって生ずる影響については審査の対象になっておらず、原子力空母の事故による生命健康被害は、個別的利益としても保護する趣旨を含むとは解せられない。

6 原告の漁業者の行っている

共同漁業権、潜水器漁業許可に基づくミル貝、タイラ貝、ナマコ漁（漁業権漁業  
小型底引き漁漁業許可によるカレイ、クロダイ、カサゴ漁（許可漁業  
港内でのアナゴ土管漁、タコツボ漁  
港内での警戒船業務、本件工事でも登録されている。

7 につき、工事が行われる港湾区域内に漁業権を有する者は法律上の利益を肯定できる。

しかし、漁協が工事につき同意しており、この同意の趣旨は漁業権者としての立場から工事に異議を述べないことにあり、これと矛盾する法律上の利益を主張しない意思表示を含む。

漁業権の主体が漁業権に基づく一定の権利を行使した場合には各組合員がこれに反

する権利主張はできず独立して保護すべき法律上の利益を有しているとはいえない。

8 につき、許可漁業を営む利益は特定の水域との関係が希薄であり、そのような利益が個別的利益として保護されていると解することはできない。

については、事実上の行為であり、不特定多数の者が行いうるから、そのような利益が個別的利益として保護されていると解することはできない。

( についての判断が脱落している。 )

9 平和船団員については、船舶利用者の利益、自然環境が保全されることによる利益は、一般的公益ではあるが、個別的利益として保護されているとは解せられない。

確 釣りの会員については、自然環境が保全されることによる利益、事実上の行為であり、不特定多数の者が行いうる釣りの利益は、個別的利益として保護されているとは解せられない。

白 工事による生命身体への危険も、個別的利益として保護されているとは解せられない。

3 については判断せず。

〔評価〕

1、肝心の工事によって入港する原子力空母の安全性につき、判断を避けたのは、市民の安全を省みないもので、司法の責任放棄である。

2、裁判所は、この1について肯定させ、2についてももう少しのところまで行っているが、枝葉末節なところで逃げている。このような説得力のない理由で、実体判断を避けたことは、それなりに、訴訟要件でも実体判断でも押し込んでいるということである。

3、裁判所は実体判断を避けたことにより、原子力空母の安全性が何ら肯定された訳ではない。私達は負けたのではなく、判断を逃げられたのである。